

学生各位

# 平成25年度前期分授業料免除等 願書の配布及び申請について

(徴収猶予願のみ・月割分納願のみを含む)

東日本大震災に伴う経済支援の入学料・授業料免除申請については、詳細を掲示又は、下記ホームページにて確認してください。

申請期間 平成25年3月6日(水)～平成25年3月22日(金) 厳守

(1) 授業料免除等願書等の入手方法：次の3つの方法があります。

①学生支援課経済支援室の窓口で直接受け取る。

理学部・理学研究科の教務窓口では配付しませんので、ご注意ください。

②郵送で請求する。

③ホームページからダウンロードして各自印刷する。

※詳細は、次のホームページを参照願います。

<http://www2.he.tohoku.ac.jp/menjo/>

参考：東北大学トップページ→教育・学生支援→学生生活→授業料等免除

(2) 申請期間（申請期間最終日が締切日です。締切日厳守）

A：授業料免除希望者（東日本大震災に伴う経済支援の授業料免除申請も含む）

**平成25年3月6日(水)～平成25年3月22日(金)**

(土、日、祝日は除く。)

※但し、平成25年度学部新生及び大学院新生についての申請期間は、下記のとおりです。

・授業料免除希望者（一般）：入学手続き日～平成25年4月11日(木)

・東日本大震災に伴う経済支援の入学料・授業料免除希望者  
：入学手続き日～平成25年3月27日(水)

B：授業料徴収猶予のみ又は月割分納のみの希望者

**平成25年3月6日(水)～平成25年4月5日(金)**

(土、日、祝日は除く。)

※但し、平成25年度学部新生及び大学院新生についての申請期間は、

平成25年3月6日(水)～平成25年4月11日(木)です。

(3) 受付場所：学生支援課経済支援室

(川内北キャンパス管理棟1階3番窓口、TEL:022-795-7816)

(窓口開設時間 午前8時30分～午後5時15分)

※下記のキャンパスで臨時受付窓口を設置しますので、ご利用ください。  
(所属学部・研究科のキャンパス以外でも願書を提出できます。)

片平キャンパス	日時 平成25年3月11日(月) 午後1時30分～午後4時 場所 生命科学プロジェクト総合研究棟1階 講義室
雨宮キャンパス	日時 平成25年3月15日(金) 午後1時30分～午後4時 場所 農学部管理棟2階 大会議室
青葉山キャンパス (理学部)	日時 平成25年3月12日(火) 午後1時30分～午後4時 場所 理学部生物棟1階 大会議室
星陵キャンパス	日時 平成25年3月7日(木) 午後1時30分～午後4時 場所 医学部1号館2階 第1セミナー室
青葉山キャンパス (工学部)	日時 平成25年3月13日(水) 午後1時30分～午後4時 場所 工学部 中央棟2階 大講義室

※上記臨時受付窓口の設置期間も含め、期間内は学生支援課経済支援室でも受付します。

※各キャンパスとも駐車スペースはありませんので、自家用車での来場はご遠慮ください。

【注意】

- 申請書類は原則、学生本人が提出してください(代理人・郵送は不可)。
- 長期出張等やむを得ない事情があり本人が提出できない場合や期間内に提出できない場合は、事前に学生支援課経済支援室に相談してください。
- 例年、申請締切日付近は大変混み合い、2時間以上お待ちいただくこともあります。やむを得ない場合を除き、早めに提出してください。
- 申請締切日を過ぎての受付はできませんので、ご注意ください。
- 提出書類に虚偽の事項を記載し、又は提出書類を偽造して入学料・授業料の免除の許可を受けたことが判明した場合には、その許可を取り消す外、懲戒処分の対象となることがあります。

平成25年 2月 4日  
学生支援課経済支援室

各キャンパスごとの受付窓口の場所 **(※各キャンパスとも駐車スペースはありませんので、自家用車での来場はご遠慮ください。)**

**川内北キャンパス受付窓口**  
 3/6(水)~3/22(木)まで 平日 8:30~17:15  
 (管理棟1階3番窓口 学生支援課経済支援室)

**星陵キャンパス臨時受付窓口 3/7(木) 13:30~16:00**  
 (医学部1号館2階 第2セミナー室)

**片平キャンパス臨時受付窓口**  
 3/11(月) 13:30~16:00  
 (生命科学プロジェクト総合研究棟1階 講義室)

**青葉山キャンパス臨時受付窓口**  
 1 工学部中央棟2階 大講義室 3/13(水) 13:30~16:00  
 2 理学部生物棟1階 大会議室 3/12(火) 13:30~16:00

**両宮キャンパス臨時受付窓口 3/15(金) 13:30~16:00**  
 (農学部管理棟2階 大会議室)

# 平成25年度東日本大震災に伴う経済支援

## — 入学料・授業料免除（震災特別分） —

本学では、東日本大震災により家計が急変し経済的に修学困難になった学生に対し、被災状況に応じて経済支援を行っています。

平成25年度も引き続き支援を行いますので、希望する場合は、下記により申請してください。  
なお、平成24年度に本学に在学し、申請済みの方も改めて申請する必要があります。

### 1. 支援対象者

以下の2点すべてに該当する学生に対し、被災状況に応じて入学料・授業料免除の支援を行います。

① 災害救助法適用地域に主たる学資負担者が居住し、罹災した事実を公的証明書等により証明が可能な学生

※災害救助法適用地域（ホームページ [http://www.jasso.go.jp/saigai\\_chiiki/kakohtml#tohoku20110311](http://www.jasso.go.jp/saigai_chiiki/kakohtml#tohoku20110311) 参照）

※独立生計者（学部学生を除く）は、持ち家の場合のみ対象となります。

② 以下のいずれかに該当する甚大な被害を受けた世帯の学生であること

○主たる学資負担者が死亡または行方不明となった場合

○主たる学資負担者が失業（就業の見込みが立たない場合を含む）となった場合

○主たる学資負担者の居住する家屋が、「全壊」、「大規模半壊」、「半壊」、「一部損壊」または「福島第一原子力発電所事故により、警戒区域または計画的避難区域となり居住不可能」となり、著しい被害を受けた場合

### 2. 支援内容

◎ 入学料免除（平成25年度入学者のみ）

※入学料の納付が経済的に困難な方を対象としています。入学料を納付した場合は、入学料免除を申請することができません。

◎ 授業料免除（前期分を被災状況に応じて全額または半額免除）

### 3. 申請方法

次の①～④の書類をとりまとめたうえ、経済支援係窓口（川内北キャンパス管理棟1F③番窓口）へ提出してください。

なお、①～④の書類の外、審査の過程において必要な書類を求める場合があります。

①東日本大震災に伴う入学料・授業料免除願（所定用紙）

→ホームページ（<http://www2.he.tohoku.ac.jp/menjo/>）よりダウンロード、又は経済支援係窓口より受領

②罹災証明書（被災証明書）（コピー可）

→主たる学資負担者が失業又は就業の見込みが立たない場合は、その事実が証明できる書類。

③結果通知用封筒（長形3号に宛先を記入し80円切手貼付）

④一般枠の授業料免除制度の書類（以下の該当者のみ）

・家屋等の被害が「半壊」の場合（書類の提出は任意）

一般枠の授業料免除制度の書類を併せて申請し、経済的に困窮と認定された場合は、全額免除となる可能性があります。（一般枠の授業料免除制度の書類を提出しない場合は、授業料が半額免除になることはありますが、全額免除になることはありません。）

・家屋等の被害が「一部損壊」の場合（書類の提出は必須）

罹災証明書だけでは免除対象となりませんので、一般枠の授業料免除制度の書類を併せて申請してください。

なお、これにより経済的に困窮と認定されない場合には免除対象となりません。

### 4. 申請期間（平成25年度前期分）

(I) 在学学生 **平成25年3月6日(水)～3月22日(金)**

(II) 平成25年4月入学新入生 **入学手続き日～平成25年3月27日(水)**

※罹災証明書等が市区町村役場等の都合で、申請期間までに用意できない方は、上記3. ①の免除願のみを先に提出願います。

※締切期間以降の申請については、受付は行いませんので、注意してください。

※平成25年度後期分の申請期間は、平成25年8月上旬までに掲示板等でお知らせします。

### 5. その他

東日本大震災に伴う経済支援とは別に、経済的理由等により入学・授業料を納付することが困難な方を対象とした従前からの入学料・授業料免除制度（一般枠）があります。

詳細は、<http://www2.he.tohoku.ac.jp/menjo/> をご覧ください。

【問い合わせ先】 平日8:30～17:15

東北大学教育・学生支援部 学生支援課 経済支援係（川内北キャンパス管理棟1F③番窓口）

〒980-8576 仙台市青葉区川内41番地 電話：022-795-3946、7816

授業料免除申請を  
希望する留学生の皆さんへ  
To International Students who are applying  
for Entrance/Tuition Fee Waiver,

## 授業料免除願書作成にあたっての注意事項について

### Important Notice

授業料免除願書の添付書類中、「家計状況申告書」は留学生の皆さんの日本での収入状況を知るうえで大変重要な書類です。日本における家計状況について、事実に基づき、正確かつ正直に記入してください。

The designated form, “The Statement for Financial Situation” (Form 5) is a very important document to assess applicant’s financial situation. Truthful and accurate statements must be made concerning your financial situation in Japan.

なお、この「家計状況申告書」では、指導教員による意見の記入も必要です。指導教員からの意見は、皆さんの生活や学業について把握するために重要なものなので、必ずコンタクトをとり、直接記入されるようお願いしてください。

On the bottom part of the form, there is a section in which your advisor must write remarks. These remarks about your academic record as well as your life in Japan are very important for the screening procedure. You must contact your advisor and ask for the form to be filled out.

記入内容について、大学から、指導教員に直接確認を取ることもあります。

The Student Support Department will contact your advisors directly when any inaccurate statements are found.

また、この申告書の添付がない場合は申請を受理しないこと、及び提出書類に虚偽の事項を記入したり、提出書類を偽造した場合は、①免除が決定された後でも許可が取り消されたり、②懲戒処分が行われますので注意してください。

Application will be rejected when Form 5 is not submitted. When facts which differ from those on the application or intentional misinformation are found, the Entrance/Tuition waiver will be cancelled even after the approval. Furthermore, the applicants may be expelled from University for submitting false documents.

2013年2月

教育・学生支援部学生支援課 経済支援係

February 2013

Financial Support Section, Student Service Division,  
Education and Student Support Department